

(根)抵当権抹消書類再交付依頼書

今般(根)抵当権を抹消するにあたり、債務弁済時、貴社より交付された(根)抵当権抹消登記手続書類は所在不明につき、対象物件の不動産登記簿謄本を添えて、債務弁済の確認と必要書類の交付を依頼いたします。
また、**貴社所定の(根)抵当権抹消登記手続書類再交付にかかる手数料11,000円をお支払いいたします。**
(日本郵便代金引換扱いの際は送付先受取人が支払います)
つきましては、本書に基づく書類再交付により自己又は貴社に損害・紛争等生じましても、私の責任においてこれを処理し、貴社には一切ご迷惑をおかけいたしません。

↓↓太枠の中を必ずご記入ください→

		ご依頼日		年 月 日	
依頼者 〔自署〕	氏名	フリガナ	電話番号	自宅 携帯	ご実印
	該当に○をつけてください	債務者 物件所有者 相続人（相続登記： 済 ・ 未済 ） その他（ ）			
住所	フリガナ				
	〒				
債務者	氏名	フリガナ	生年月日	大正 昭和 平成	
				年 月 日	
対象ローン設定金額		万円			
抹消登記手続き予定者		☐ 司法書士 ☐ 司法書士以外（ ）			
再交付依頼理由		☐ 売却予定日（ / ） ☐ その他（ ）			
送付先	上記ご住所以外に書類の送付を希望される場合、ご記入ください	〒 住所 氏名 電話番号			

※送付前にご確認ください

必要書類（提出書類） ※1～4はすべての方が提出必須、5は該当の方のみ提出となります		
☐	1 (根)抵当権抹消書類再交付依頼書	原本。必要事項記入のうえ実印押印
☐	2 個人情報に関する同意書	原本。必要事項記入のうえ実印押印
☐	3 依頼者さまの印鑑証明書	原本。発行後3か月以内のもの
☐	4 抵当権が設定された土地・建物のすべての登記事項証明書（不動産登記簿謄本）	共同担保目録付のもの 共同担保すべての登記事項証明書(コピー可／登記情報サービスでの取得可)
☐	5 相続関係証明書類（相続登記完了済の場合は不要）	「戸籍謄本・除籍謄本・法務局発行の相続図」の相続関係がわかるいずれかの書類(本籍記載不要・コピー可)

【保証会社使用欄】

送付日	フリガナーID	チェックリスト	作成者	再鑑者	精査者
		添付 ☐			